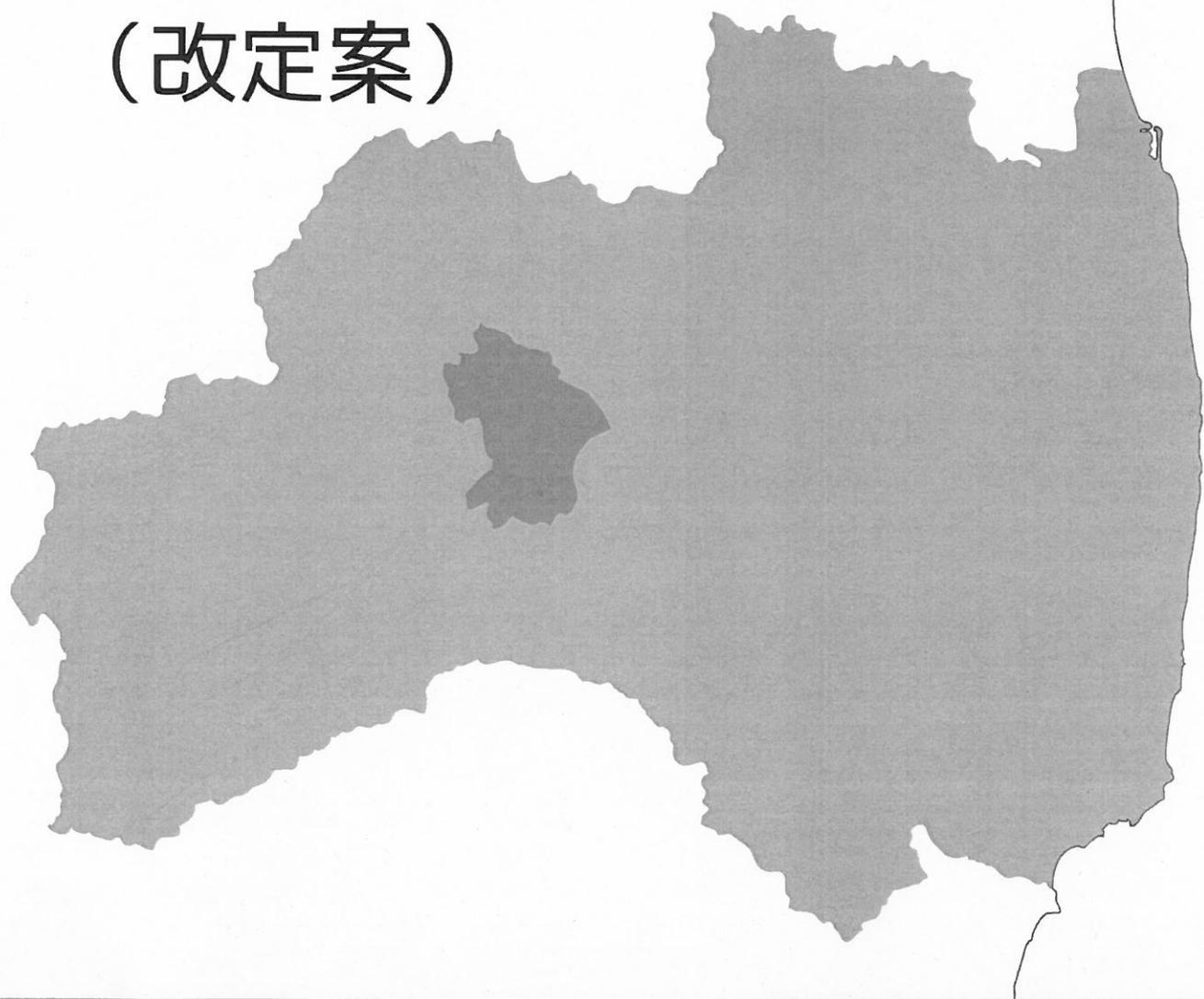


# 会津若松市 地域防災計画[本編]

(火山災害対策)

(改定案)



会津若松市防災会議



## 5 竜巻被害

竜巻は、これまで本市において確認されておりませんが、発生の可能性が皆無ではなく、他地域の事例を見れば大きな被害が予想されます。

このため、気象台から会津地方を対象とした竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストで周囲の発生確度を確認するとともに、周囲の空の状況に注意し、積乱雲の近づく兆し（黒い雲、大粒の雨、冷たい風）がある場合には、頑丈な建物に入るか窓から離れるなど安全確保するよう住民に呼びかけます。

## 6 火山噴火

火山噴火については、対象となる活火山としては磐梯山があります。

本市では、積雪期における融雪型火山泥流による河東地区の一部に水害被害や降灰による影響を受ける恐れがあります。磐梯山の火山活動が活発化し、噴火又はその恐れのある場合は、地域住民等に危険があると認められる場合において、その災害を軽減を図るため、連絡、広報、避難等の必要な対応が求められるほか、近隣市町村からの広域避難も想定されることから、令和元年9月に改訂された「磐梯山の火山活動が活発化した場合の避難計画」に基づき、火山活動の推移に対応して行われる各機関の防災対策と連携をとりつつ、災害に対する適切な対策を行っていく必要があります。

## 7 その他都市型災害

原子力災害をはじめ、火気類・有毒類の爆発や、高速化に伴う交通事故の大規模化等、時代の変化及び都市化により複雑かつ大規模な災害が予測されます。

## 8 広域災害

東日本大震災のように大規模な災害が他市町村で起きた場合や、原子力災害等に伴い居住地での生活が困難な場合には、本市への避難者も相当数になることが予想され、これらの受け入れ体制の構築が必要です。

また、本市を含めた広域的な地域で災害が発生した場合に備え、他地域への避難等を円滑に行う手法を検討します。

ウ. 対策本部で実施する応急対策が概ね完了したと見込まれる場合

(3)防火対策（二次被害）

道路の除雪は、消火活動に大きな影響を及ぼすため、市は、消防機関と連携協議のうえ、消火栓や防火水槽等が使用できる状態の確保に努めます。特に、消防団及び消防関係機関の自主的除雪の協力を求め、広報や巡回指導を通じ火災予防についての周知徹底を図ります。

**第5節 竜巻対策**

竜巻については、他の気象災害と比較し予測精度が低い状況にあります。ただし、突風に遭遇する確率は低いものの、甚大な被害を及ぼすことから、気象庁が発表する竜巻発生確度ナウキャストや竜巻注意情報を活用し、前兆現象「積乱雲が近づく兆し」等、気象の変化に十分注意するよう適切な情報伝達を行います。

**第6節 火山災害対策**

**1 住民等に対する周知・啓発**

県、関係市町村及び関係機関と連携し、磐梯山における過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される区域を把握するとともに、火山防災マップを作成し、火山情報や避難情報（噴火警戒レベル）等の伝達経路、避難所等の避難措置について、住民等へ周知・啓発を図ります。

**2 火山災害対策**

(1) 噴火警報等の伝達

磐梯山は、福島地方気象台及び仙台管区気象台地域火山監視・警報センターにより、24時間体制で観測・監視するとともに噴火警報等の情報が発表され、県から県から総合情報通信ネットワーク等により市町村へ情報提供されます。

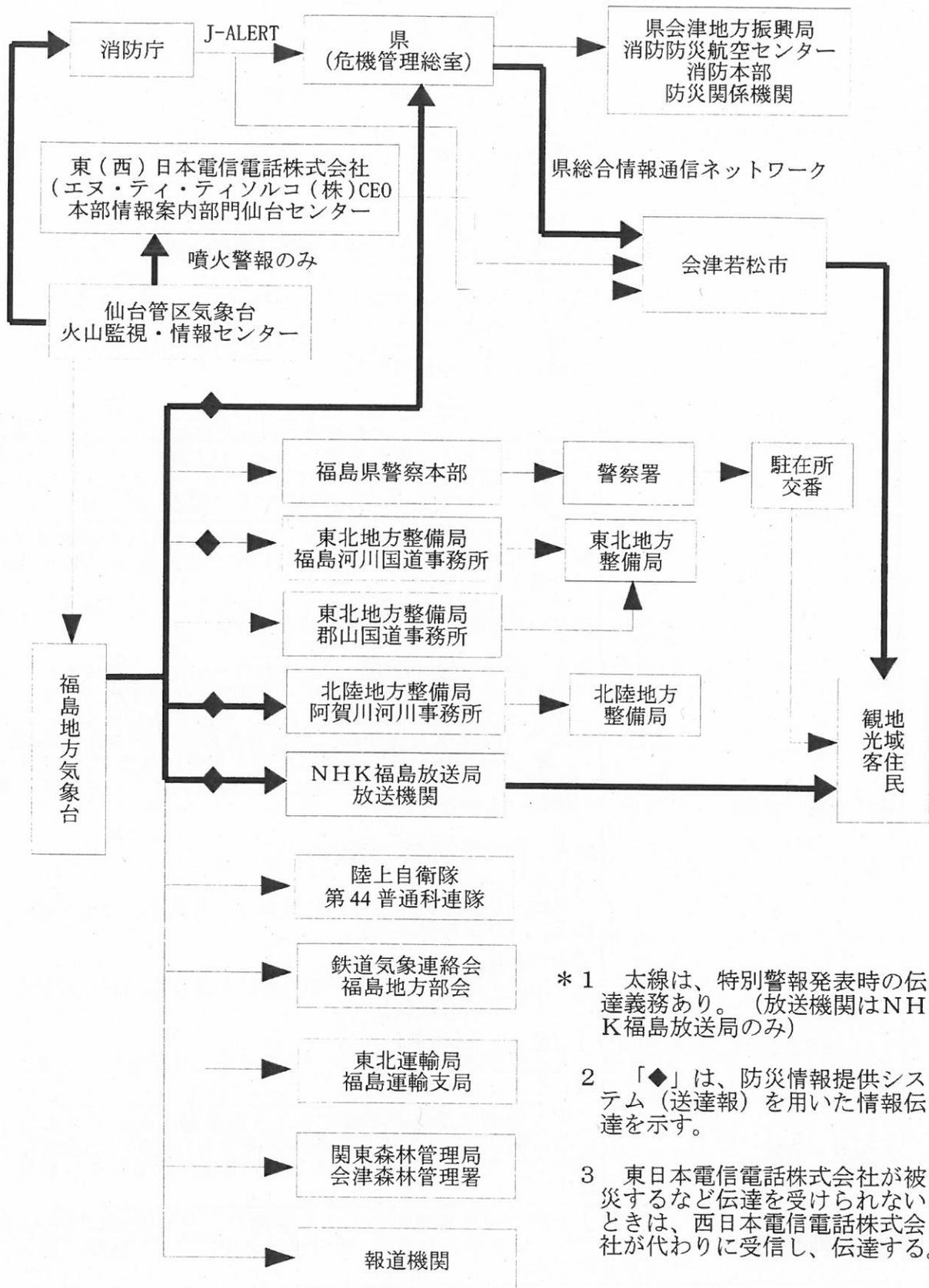
本市は、必要に応じ関係機関及び住民に対し、「磐梯山の噴火警報等の伝達系統」に記載した伝達体制により周知を図ります。

噴火警報等の種類

種 類	内 容
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表されます。
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表されます。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられます。
噴火予報	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表されます。
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報です。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表されます。 なお、以下のような場合には発表されません。 ・ 普段から噴火している火山で、普段と同規模の噴火が発生した場合

	<p>・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</p>
火山の状況に関する開設情報	<p>火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表されます。 臨時に発表する際は、火山活動の高まりが伝わるよう、臨時の発表であることが明示されます。</p>
降灰予報（定時）	<p>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表されます。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供されます。</p>
降灰予報（速報）	<p>噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表されます。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</p> <p>※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表されます。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表されます。</p>
降灰予報（詳細）	<p>噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い噴火発生後20～30分程度で発表されます。 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻が提供されます。</p> <p>※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表されます。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表されます。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表されます。</p> <p>参考：降灰量の階級の説明</p> <p>【多量：1mm以上】 火山灰がまきあげられ視界不良となり地面は完全に覆われる。【外出を控える】</p> <p>【やや多量：0.1～1mm】 火山灰が降っているのが明らかにわかり路面表示は見えにくくなる。【注意】</p> <p>【少量：0.1mm未満】 火山灰が降っているのがようやくわかり地面にうっすら積もる。</p>
火山ガス予報	<p>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁（及び仙台管区气象台）から発表されます。</p>
火山活動解説資料	<p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表されます。</p>

磐梯山の噴火警報等の伝達系統

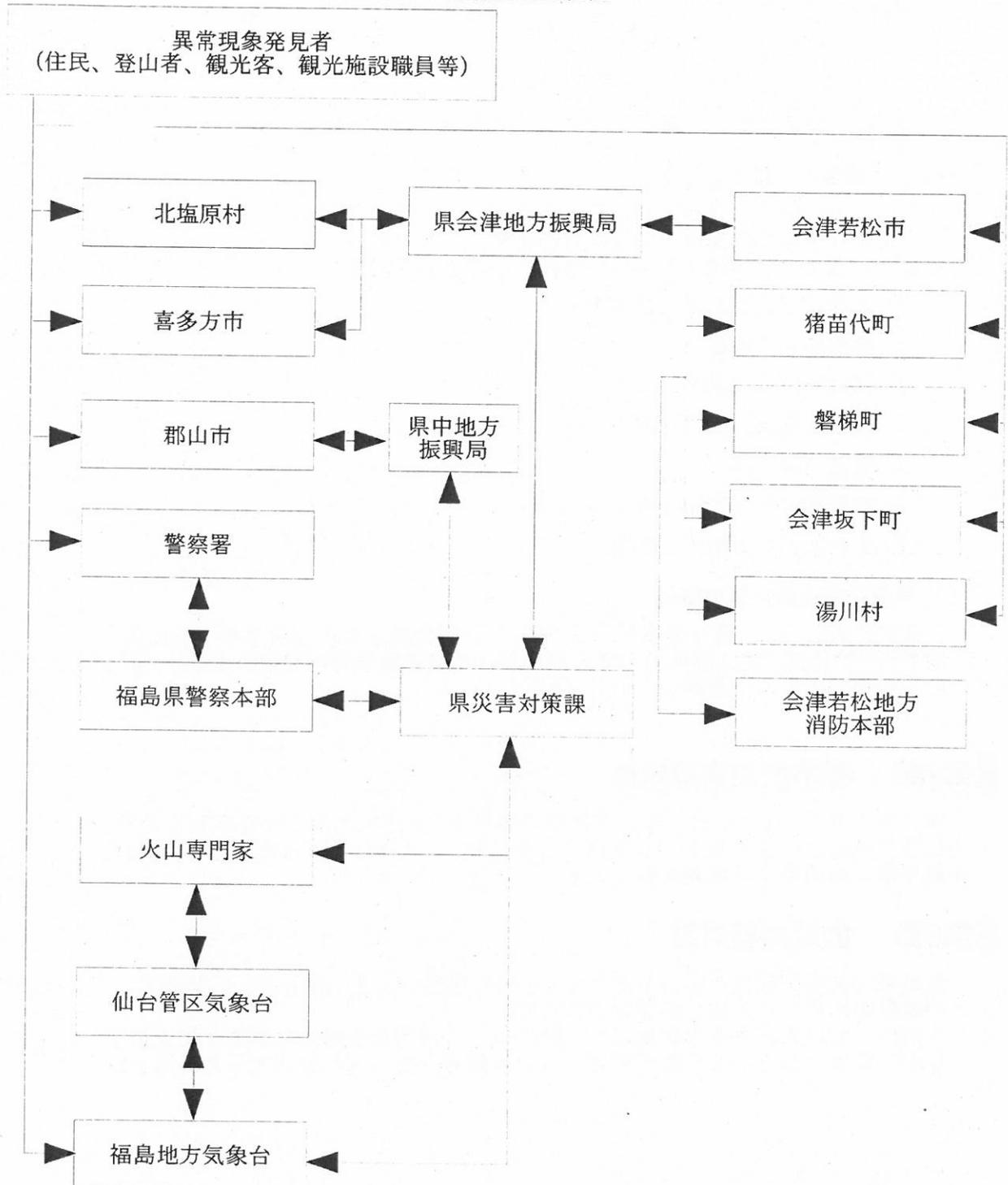


- \* 1 太線は、特別警報発表時の伝達義務あり。(放送機関はNHK福島放送局のみ)
- 2 「◆」は、防災情報提供システム(送達報)を用いた情報伝達を示す。
- 3 東日本電信電話株式会社が被災するなど伝達を受けられないときは、西日本電信電話株式会社が代わりに受信し、伝達する。

(2) 異常現象等の報告等

噴火、降灰、鳴動、地温の上昇等災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、市町村は警察署等へ通報しなければなりません。  
本市において通報を受けた場合は、磐梯山情報連絡系統図により関係機関へ連絡します。

磐梯山情報連絡系統図



### (3) 防災対策事業等の推進

火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図ります。

- ①. 防災宮農施設の整備
- ②. 降灰除去事業
- ③. 治山治水事業
- ④. 砂防事業
- ⑤. 河川の水質汚濁防止事業
- ⑥. 火山現象の調査、研究及びその成果の普及

### (4) 災害情報の収集及び伝達

火山災害に関する情報の収集及び伝達については、「第3編第3章情報の収集・伝達」により、迅速な情報の収集及び伝達に努めます。

なお、収集及び伝達する情報の事項は次のとおりです。

- ①. 人的被害及び住居被害の状況
- ②. 要救助者の確認
- ③. 住民等の避難状況
- ④. 噴火規模及び火山活動の状況
- ⑤. 被害の範囲等
- ⑥. 避難道路及び交通の確保の状況
- ⑦. その他必要と認める事項

### (5) 早期の避難勧告等の提供

住民に対して、「第3編第6章第1節(4)避難勧告等の発令基準(火山災害)及び噴火警戒レベル」に基づき、磐梯山の噴火等における避難勧告等の発令により、「第3編第4章災害時の広報」により、避難等を促します。

## 第7節 都市型災害等対策

原子力災害をはじめ、火気類・有毒類の爆発や、高速化に伴う交通事故の大規模化等、時代の変化及び都市化により発生する各種の災害に対し、十分な予防対策を行い、災害発生時には被害を最小限に止めるよう体制を整えます。

## 第8節 広域災害対策

他地域で災害が起きた場合であっても、その規模が大きい場合や、発生場所によっては、本市への避難が求められる場合が想定されます。

本市は、受け入れ可能な状況にある時には、人道的な立場から率先して支援を行います。なお、市は、あらかじめ他市町村からの避難者の受け入れを想定した計画を策定します。

## 4 利用区分ごとの避難所指定

### (1) 広域避難

広域災害による市外避難者等を受け入れる場合、期間が長期になり、駐車場等の確保も必要となることから、「長期避難者施設」として会津総合運動公園・あいづ総合体育館等を指定します。

### (2) 自主避難・局地的災害

自主避難者や局地的災害時の一時避難所として、地区公民館やコミュニティセンターにおいて対応する場合があります。

## 5 災害時協定による福祉避難所・二次避難所の確保

指定した避難所内の一般スペースでの生活が困難な方々（要配慮者）の避難所として、必要に応じて福祉避難所を開設するため、市の福祉施設や民間福祉施設との災害時応援協定により、福祉避難所の指定を進めます。

また、避難所スペースに不足が見込まれる事態や、避難が長期化する場合を想定し、災害時応援協定等を締結し、旅館、ホテル等を二次避難所として開設します。

## 6 施設管理者との事前協議

災害時に円滑な避難所の運営ができるよう、避難所である小中学校施設の管理者である教育委員会及び学校と施設の整備、災害時体制について協議します。

基本的には、教育施設であることに留意し、使用施設の優先順位、教職員等の役割を含む避難所運営方法等を定めます。

また、指定管理施設を避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めます。

## 7 避難所に避難された方々等に関する情報提供

市は、避難所に避難された方々やそれ以外の場所に避難している被災者に関する情報の把握に努め、家族等からの安否確認に対応できる体制を構築します。

## 第2節 避難誘導體制の整備

### 1 避難誘導體制の確立

#### (1) 避難誘導環境の整備

市と防災機関は、以下の対策に取り組み、円滑な避難誘導ができる環境を整備します。

##### ①. 避難情報提供の判断基準策定

避難の指示や勧告を適切に発令するため、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府防災担当）の設定例を踏まえ、定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示（緊急）等の判断基準を策定します。

##### ②. 避難道路の安全化

地域と協議し、避難場所や避難所等周辺の危険箇所把握に努め、避難誘導を行う際には、災害の状況に応じた避難経路を明らかにするとともに、広域避難が必要な場合に備えて、そのルートを確認を行います。

また、避難道路を火災や閉塞から防護するため、道路に面する建物等の不燃化・耐震化を促進します。

##### ③. 避難場所等の指定及び周知徹底

市は、避難路、避難場所等をあらかじめ指定し、市ホームページに掲載するほか、ハザードマップ、家庭用防災カルテ、市政だより等で随時周知を図るとともに、周辺に標識等を設置し、周知徹底に努めます。

また、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号（ピクトグラム（絵文字））を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示することに努めます。

#### (2) 避難誘導の円滑な実施体制

市は、警察署や消防と連携して以下の対策に取り組み、住民が円滑に避難できる体制を整

(2)避難誘導の円滑な実施体制

市は、警察署や消防と連携して以下の対策に取り組み、住民が円滑に避難できる体制を整備します。また、災害時応援協定を締結している警備会社等が、これに協力する体制で行います。

①. 避難誘導體制の整備

大規模災害発生時に避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の危険箇所等を踏まえた避難誘導體制・方法を検討し、災害時に備えます。

②. 広報活動の推進

大規模災害発生時に避難者の避難行動の円滑な実施と緊急車両の通行を確保するため、日頃から適切な広報活動を行うものとします。

③. 避難行動要支援者の避難支援

災害時において、自主避難が困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」については、避難行動準備情報の提供や地域による対応など、早期に避難できる体制の整備に努めます。

### 第3節 観光客等帰宅困難者への対応

観光客等（帰宅困難者を含む。）の一時的な滞在者は、本市の地理に不案内であり、必要な情報を得ることが困難な場合が想定されるところから、以下の取組みを進めるものとします。

#### 1 市内全域への災害情報の提供

大規模災害時には、緊急速報メールやFM放送等も活用し、市内全域に情報を発信します。

#### 2 観光客等に配慮した災害情報の提供

(1) 観光マップに防災施設等の情報を盛り込み、観光客等へ配布することを検討します。

(2) 災害時に観光客等に公共交通機関運行情報や避難場所・避難所情報等をホームページ等を活用して周知し、避難誘導する体制づくりを進めます。

(3) 観光客等に対して、災害情報や交通情報の提供を行うなど、速やかに居住地へ帰宅できるよう促します。また、帰還が困難な場合は、避難所を紹介します。

### 第4節 本市以外への広域避難に関する対応

本市の大規模災害時には、市民が災害時相互応援協定締結自治体等、他の市町村に一時的に避難することも想定されます。

こうした場合に、円滑な対応が取れるよう関係自治体や県と協議し、広域避難が可能となるよう具体的な避難先や移動方法の想定を行い、必要に応じ新たな災害時相互応援協定の締結や輸送事業者（バス事業者）等との協定締結を推進し、避難手法の確保を図ります。

\*災害時相互応援協定締結市・・・長岡市、米沢市、日野市、横須賀市、桑名市、三条市

### 第5節 他地域からの本市への広域避難に関する対応

磐梯山の噴火や東日本大震災に伴う原子力発電所事故のような大規模災害時には、県内他市町村や災害時応援協定締結自治体等をはじめとした広域的な避難が予想されます。

こうした場合に、本市は可能な限り避難者等の受け入れに協力し、また、円滑な対応が取れるよう関係自治体や県と協議し、本市への広域避難受け入れ体制の構築を図ります。

### 第6節 避難所運営体制

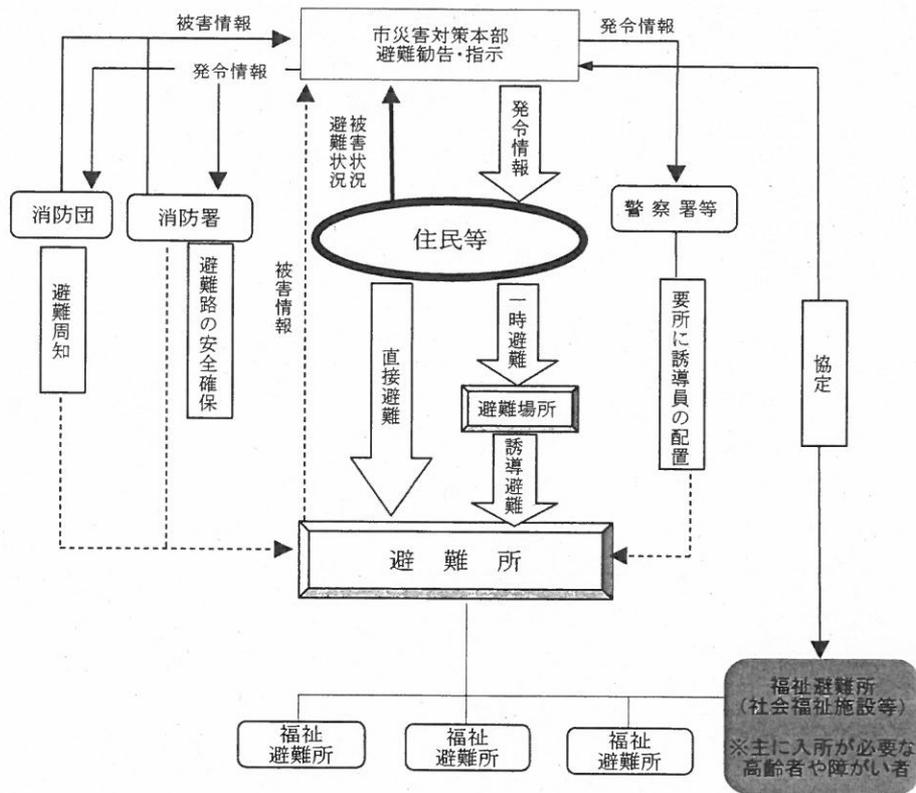
#### 1 避難所運営マニュアルの作成

市は、市民と協働で避難所運営する体制を構築するため、住民と協議のうえ住民向けの「避難所運営マニュアル」を作成し、各避難所の管理者に配布するとともに、地域や市民に周知します。

## 2 福祉避難所運営マニュアルの作成

福祉避難所は、避難所の一般スペースでの生活が困難な方が生活する場となり、中でも「介護を必要とする高齢者」や「障がい者」への支援が中心となることが考えられることから、災害時応援協定を締結した民間福祉施設と協力しながら、その運営にあたります。その際には、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を作成し、各施設と協力しながら対応します。

〔避難誘導體制〕



豆 防災豆知識!(その4):災害時どこに避難すればいいのか

【避難場所】

避難場所は、小中学校、県立高校、地区公民館、会津大学、公園、体育館等です。  
 災害時に一時的に避難する場所であり、宿泊はできません。  
 日頃から避難所、避難場所までの経路を確認し、危険箇所を把握しましょう。  
 また、高齢者、障がい者などの要配慮者は、避難に助けが必要です。地域住民と協力して、助け合って避難しましょう。

【避難所】

避難所は原則として近くの小・中学校です。  
 一時的な生活の本拠地となるものとして、市が提供する仮宿泊施設です。

【避難の三原則】

「被害想定にとらわれないこと」「災害条件下で最善を尽くすこと」「自分が率先して避難すること」です。

- (2)「家庭用防災カルテ」、「ハザードマップ」等を作成、配布します。
- (3)市のホームページやデジタルサイネージを活用し、防災に関する情報を提供します
- (4)新聞、ラジオ、テレビ、チラシ等を活用した市民への周知を積極的に取り入れます。
- (5)過去の災害状況や予防対策の状況を記録し、公表します。
- (6)防災訓練や防災出前講座の実施にあたり、「防災士」の活用を図ります。

## 第2節 自主防災組織の育成・強化

地域住民及び事業所による自主的な防災活動の推進のため、自主防災組織の結成促進、地域防災リーダーの人材育成に努めます。

なお、自主防災組織の結成促進にあたっては、町内会、地区、学校、事業所等を単位として行います。

## 第3節 防災訓練の充実

災害時に十分な防災活動を行うためには、平時における訓練の積み重ねが重要です。

また、訓練の実施にあたっては、防災関係機関及び地域住民との連携が重要となるため、総合的な訓練の実施を主体に、地域ごとの防災訓練実施を支援する体制を構築します。

### 1 総合防災訓練

市は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者も含めた多くの地域住民等と一体となって総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図ります。

中心となる地区を選定、巡回し、同日に各地区において実施する「全市的な実施」を目指します。

また、季節や時間帯に変化をもたせるなど、様々な状況を想定した訓練や「情報伝達訓練」「避難訓練」「応急対策訓練」「避難所運営訓練」など多様な訓練を行います。

### 2 地区防災訓練

地域住民や事業所等が協力して、避難訓練や避難所運営訓練を実施します。

その際、地域からの要望に応じて市や防災関係機関は、職員の派遣や備蓄品の活用、標準的な訓練内容の情報提供など必要な協力を努めます。あわせて、出前講座の実施や避難所運営ゲーム(HUG)を実施することで、防災知識の普及を図ります。

### 3 水防訓練

国・県主催による水防訓練に消防団等が参加するとともに、本市における独自の訓練を計画的に実施します。

### 4 火山防災訓練

火山災害の被害軽減を図るため、火山防災マップや噴火警戒レベル等を活用し、状況に応じた対応を確認する等、実践的な訓練を実施します。

### 5 消防訓練

消防ポンプ操作の基本訓練及び救急救助訓練等を行います。  
また、住民参加による初期消火訓練も行います。

## 6 情報伝達訓練

防災関係機関や災害時応援協定締結者と確実な連絡体制を構築するため、災害時における通信回線の途絶及び通信施設の破損等の事故を想定して、多様な情報伝達手段による情報伝達訓練を実施します。

また、非常電源設備等を使用し、有効に活用できるよう訓練を実施します。

## 7 動員配備訓練

災害応急対策を早期に実施するために必要な人員を速やかに確保し、体制をとる訓練を実施します。

## 8 事業所等防災訓練

災害を想定して学校、病院、その他不特定多数の市民等が出入りする建築物において、人命の保護を目的として、避難・救助訓練を実施します。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとします。

また、事業所の責務として、事業継続計画の策定による非常体制への備えや従業員の避難に備えた「動員配備訓練」や「情報伝達訓練」等必要な訓練を行います。

### 3 地域及び自主防災組織が担う活動

活動内容
(1) 出火の防止呼びかけ 各家庭におけるガス栓及びストーブ等、火の元の安全を確認し、相互の呼びかけを行います。
(2) 消火活動 火災が発生したときは、自身の安全確保を第一とし消火器、可搬ポンプ等を利用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報し、その指示に従います。また、町内会等の連絡網を活かし、できる限り地域住民の安否確認を行うよう努めます。

### 4 事業所が担う活動

活動内容
(1) 火気、ガス、石油類の遮断を確認します。
(2) 火気類の点検等必要な措置を行います。
(3) 自衛消防隊を組織し、その計画に従って行動します。

## 第2節 救急救助活動

防災関係機関が取り組む救急救助活動及び市民、地域、事業所が担う救助活動の内容は、次のとおりとします。

### 1 消防署を核とした救急救助活動

地震災害時の救急救助活動は、火災等の緊急の度合いを考慮して、消防署が現有資機材を有効に活用しながら行います。

ただし、同時多発的に多数の要救助者が発生した場合は、本部長は必要に応じて、市職員を動員するほか、警察及び消防団等の防災関係機関にも協力を要請し、迅速かつ効果的な救急救助活動を行います。

活動内容
(1) 救助は、救命措置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行います。
(2) 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送します。
(3) 傷病者の救急手当の処置についても、重症者を優先し、その他軽傷者は消防団員等の協力を得て応急手当を行います。
(4) 救助活動において、住民等が混乱状態にならないよう、警察機関等の協力を求め、スムーズな活動の体制を確保します。

## 2 警察署の活動

活動内容
<p>(1) 救出、救護班の派遣 警察署長は、被害の程度に応じて、署員を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努めます。</p> <p>(2) 措置要領</p> <p>①. 救出・救護活動にあたっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、その他多人数の集合する場所を重点に行います。</p> <p>②. 救出、救護活動にあたっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資材を活用し、迅速な救護・救出措置を講じます。</p> <p>③. 救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊、救護班等へ引き継ぎ、又は警察車両等を利用し、速やかに医療機関に収容します。</p>

## 3 地域及び自主防災組織の活動

活動内容
<p>(1)次により自主的な救助活動を行います。</p> <p>①. 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努めます。</p> <p>②. 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努めます。</p> <p>③. 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し、早期救助を図ります。</p> <p>④. 救助活動を行うときは、可能な限り市町村、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとします。</p> <p>(2)風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行います。</p> <p>①. 救助技術、救助活動の習熟</p> <p>②. 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施</p> <p>③. 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施</p>

## 4 事業者等の活動

活動内容
<p>(1)次により自主的な救助活動を行います。</p> <p>①. 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努めます。</p> <p>②. 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努めます。</p> <p>③. 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し、早期救助を図ります。</p> <p>④. 救助活動を行うときは、可能な限り市町村、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとします。</p> <p>(2)風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行います。</p> <p>①. 救助技術、救助活動の習熟</p>

②. 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施

③. 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

## 5 自衛隊の出動要請

災害対策本部長は、自衛隊出動の必要があると判断した場合には、第3編第2章第1節の自衛隊の災害派遣要請に基づき、速やかに派遣要請手続きをとり、自衛隊の部隊による救出・救護活動体制をとります。

## 6 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行います。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとします。

**第1節 避難勧告等避難情報**

**1 実施責任者及び実施の要件**

(1) 実施責任者

市民の生命、身体に危険を及ぼす水害や地震等が発生し、又は発生する恐れがある場合には法律によって次のとおり実施責任者が避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報等（以下「避難勧告等」という。）を発令します。

区分	実施責任者 (根拠法令等)	措置	実施の要件
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	市長	災害時要配慮者に対する避難行動の開始	災害が発生する恐れがある場合において、災害時要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
警戒レベル4 避難勧告	市長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生する恐れが極めて高い場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	「屋内安全確保」の指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警戒レベル4 避難指示 (緊急) 等	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生する恐れが極めて高い場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	「屋内安全確保」の指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)		水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	市長が避難のための立退き若しくは「屋内安全確保」を指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがある場合において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、危険な事態がある場合において、警察官がその場にいらないとき。
警戒レベル5 災害発生情報	市長	命を守るための最善の行動を促す	災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令
	知事		災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

(2) 避難勧告等が発せられる場合

避難勧告等の対象となる災害発生があると予想される場合は、次のとおりです。

- ①. 災害により河川上流の地域が被害を受け、下流地域に危険があるとき。
- ②. 地すべり、山くずれ、崖崩れ等による発災が予想されるとき。
- ③. 火災が風下に拡大する恐れがあるとき。
- ④. 河川が氾濫注意水位を越え、洪水が発生する恐れがあるとき。
- ⑤. 地震による建築物等の倒壊に関して、被災建築物等に対する応急危険度判定により災害が発生する恐れがあると判断されたとき。
- ⑥. 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されるとき。
- ⑦. 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるとき。
- ⑧. その他、住民の生命又は身体を災害から保護するのに必要と認められるとき。

2 避難勧告等の発令

災害対策本部長は、指示の時期、範囲等を定め、次の基準により避難勧告等を発令します。

(1) 避難勧告等の判断基準

区分	発令時の状況	住民に求める行動	状況の例
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	人的被害が発生する危険性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が避難判断水位に達し、さらに上昇する恐れがある場合。</li> <li>・近隣で土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が発見される。</li> <li>・大雨警報が発表されており、表面雨量指数の予測値が大雨警報（浸水害）基準に到達する場合（気象庁の提供している大雨警報（浸水害）の危険度分布で〔警戒〕）</li> <li>・水位周知河川及びその他の河川について、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</li> </ul>
警戒レベル4 避難勧告	人的被害が発生する危険性が明らかな状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合。</li> <li>・1つの地区全体で床下浸水が発生する。</li> <li>・近隣で土砂災害の前兆現象（斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック）が発見される。</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表された時は、状況を総合的に判断した上で発令する。</li> <li>・大雨警報が発表されており、表面雨量指数の予測値が大雨警報（浸水害）基準に到達している場合（気象庁の提供している大雨警報（浸水害）の危険度分布で〔非常に危険〕）</li> <li>・水位周知河川及びその他の河川について、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</li> </ul>
警戒レベル4 避難指示（緊急）	人的被害が発生する危険性が非常に高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した避難場所へ緊急に避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が堤防天端高に達する恐れが高い場合。</li> <li>・床上浸水が発生する。</li> <li>・近隣で土砂災害の前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見される。</li> </ul>

- ・自然現象を対象とするため、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風雨の中での避難等）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行う必要があること。
- ・災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況等により、異なる種別の避難勧告等を発令することが適切な場合もあること。

急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難勧告等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難勧告等の発令を行うものとする。

**(4) 避難勧告等の発令基準（火山災害）及び噴火警戒レベル**

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対策」を5段階に区分したもので、噴火警報・噴火予報に含めて発表されます。

区 分	発 令 基 準	範 囲
噴火警戒レベル4 (避難準備・高齢者等避難開始)	噴火警戒レベル4(避難準備)が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される(可能性が高まってきている)場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域(火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり)
噴火警戒レベル5 (避難勧告)	噴火警戒レベル5(避難)が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域(火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり)
噴火警戒レベル5 (避難指示(緊急))		

- \* 1 「特定地域」とは、火山現象の影響を受ける危険性を勘案し、早期避難が必要な地域として選定する地域のこと。本市は、「特定地域」に該当する地域はありません。
- \* 2 降灰後の土石流等の土砂移動現象に対する避難については、噴火警戒レベルに応じた避難対応によらず、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき国土交通省が実施する緊急調査の結果を踏まえ、協議会等で対応を協議する必要がある。

磐梯山 噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している。 ●火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。  過去事例 1888年7月15日の噴火
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	●火口から概ね4km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 ●火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。  過去事例 有史以降の事例なし
警報	噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	●火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 ●火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。  過去事例 有史以降の事例なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難等が必要。	●火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。  過去事例 2000年8月15日 日別地震回数476回、有感地震発生、GNSSによる地殻変動に若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制、特定地域の避難準備等が必要。	●火山活動は静穏。 ●状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

- \* 1 ここていう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。  
 2 火口とは、銅沼付近の旧火口と沼の平火口をいう。  
 3 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

## 第12節 帰宅困難者への対応

帰宅困難者に対しては、市のホームページやSNS等で災害情報や交通情報等を掲載するほか、あらかじめ指定した情報提供施設等で、交通情報や一時的な居場所として避難所情報を提供します。

また、市内のホテル、旅館業者等に対して、観光客等の一時受入等の協力を求めます。

## 第13節 他地域からの避難者の受け入れ

磐梯山の噴火や東日本大震災に伴う原子力発電所事故のような大規模災害時には、周辺市町村や災害時相互応援協定締結自治体等が被災した場合、被災自治体等から被災住民受入の要請があったときは、本市の体育館等の「長期避難者施設」や公営住宅等に受け入れるものとします。

受け入れにあたっては、「支援対策本部」等を設置する等、県及び避難自治体との密接な協議・連携により実施します。

なお、磐梯山で火山災害が発生した場合に住民等が避難する場所及び避難経路は「資料編（資料2-5-1）避難所・避難場所一覧表（4）磐梯山の噴火にかかる居住地域における避難場所（避難所）及び避難経路」に定めるものとする。

### 1 受け入れ対策について

#### (1) 他市からの避難を受け入れる場合

- ①. 災害時相互応援協定締結自治体、広域避難協定締結自治体などにおいて、大規模な被災等をし、被災住民受け入れの要望がある場合
- ②. 県が被災状況を判断し、本市に要請した場合
- ③. 被災市等から被災住民受け入れの要望がある場合

#### (2) 受け入れ態勢について

##### ①. 長期避難所の活用

他市等からの避難を受け入れる場合は、原則として、市が指定する長期避難所を活用します。

##### ②. 県との連携

広域災害が災害救助法の適用となり、県の繰り替え支弁に該当する場合、避難所の設置や人的体制など、その役割分担を協議し、明確化します。

## 第1節 応急医療体制

災害対策本部は、災害医療情報の収集を行うとともに、その状況に応じた応急医療（助産）体制をとり、関係機関の協力を得て対応にあたります。

### 1 災害医療情報の収集

#### (1) 医療施設等の被災状況等の把握

（公社）会津若松医師会等の協力により、医療施設等について調査を行い、被災状況等を把握します。

- ①. 施設の被災状況
- ②. 入院患者の有無及び転院の必要性の有無
- ③. 医療行為の継続の可否
- ④. 被災者及び要医療者の来訪状況

#### (2) 被災医療施設等への対応

被災状況に応じて、入院患者等の転院等の対応が必要な場合は、消防署等関係機関との連携のもと対応します。

#### (3) 医療需要の把握

医療施設等の被災状況、消防署等関係機関からの被災者等の情報により、医療需要を把握します。

### 2 医療救護班の編成

災害対策本部は、会津若松医師会に医療救護班の編成・出動を要請します。

医療救護班は、原則として医師を班長とし、看護師、事務員、市職員を連絡員として配置します。

なお、会津若松医師会は、自ら必要と認めた場合は、要請を待たずに受入医療機関の受け入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行い、傷病者の医療（救援）活動にあたります。

この場合、会津若松医師会は直ちに災害対策本部に通報するとともに、救護所の設営、連絡、患者等搬送車両の手配等のため連絡員の派遣を要請するものとします。

### 3 救護所の設置

状況に応じ、避難所、災害現場、医療機関等に臨時の救護所を設置します。

### 4 傷病者等の搬送

傷病者の搬送に必要な救急車両等については、消防署、医療機関、関係機関等の出動を要請します。

医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送にあたっては、搬送手段の優先的な確保など、特別な配慮をします。

### 5 受入医療機関

医療施設等の被災状況と医療需要等から、救護所から搬送される重傷病者の受入医療機関を確保します。

## 6 県への協力要請

災害救助法が適用された後に、医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により市の能力をもってしては対応が十分ではないと認められるときは、県に対し協力を要請します。

## 7 日本赤十字社福島県支部への協力要請

災害の規模が広範囲にわたり、医療（助産）対象者が多数である等多数の医師・看護師等を必要とする場合は、県を通じて、あるいは直接日本赤十字社福島県支部に協力を要請します。

# 第2節 医療救護及び助産対策

## 1 医療救護の活動内容

医療救護は原則として医療救護班が救護所において、下記のとおり実施します。

### 医療救護の活動内容

- (1) 被災者の受傷病による選別（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- (3) 医療機関への転送の要否及び順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び遺体の検案
- (5) その他必要に応じた措置

## 2 助産活動

災害発生により助産実施を要する場合は、助産施設を有する医療機関等により行います。

なお、妊婦の移送については、必要に応じて消防署、医療機関、関係機関の出動を要請します。

# 第3節 医療資機材の調達

救護活動に必要な医薬品等については、市薬剤師会との災害時応援協定により、必要な薬剤等の確保を図るとともに、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県に要請を行います。

また、緊急を要する場合は、直接市入札参加資格登録者の中から、調達可能な業者を選定し調達します。

### 3 防疫活動に必要な携行資材補給方法

市備蓄薬剤を使用するものとし、不足した場合の補給方法は、関係機関等の協力により補給します。

#### (1)消毒の実施

##### ①. 県の指示に基づき実施

消毒の実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い、県の指示に基づき行います。

##### ②. 薬剤の所要量を算出し、速やかに保有量を確認のうえ、不足分を調達し必要な場所に配置します。

#### (2)そ族昆虫等の駆除

##### ①. 県の指示に基づき実施

そ族昆虫等の駆除の実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行います。

##### ②. 薬剤の所要量を算出し、速やかに保有量を確認のうえ、不足分を調達し必要な場所に配置します。

#### (3)生活の用に供される水の供給

##### ①. 県の指示に基づき、速やかに給水車等による生活用水の供給を開始し、給水停止期間中継続して給水します。

##### ②. 生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行います。この際、特に配水器の衛生管理に留意します。

##### ③. 生活用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生処理について指導を徹底します。

#### (4)臨時の予防接種

予防接種については、県の命令に基づき実施します。

実施にあたっては、ワクチンの確保などを迅速に行い、時期を失しないよう措置します。

#### (5)避難所の防疫指導等

避難所は、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施します。この際、施設管理者の協力を得て衛生指導の徹底を図ります。

## 4 報告

### (1)感染症発生状況の報告

警察、消防等の関係機関、地区の衛生組織、その他の関係団体の協力を得て、感染症の状況を把握し、発生状況の概要、患者発生の有無、そ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに会津保健福祉事務所長を経由して県に報告します。

### (2)防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告に記載する事項を県へ報告します。

## 第5節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・取扱い・埋葬計画

災害対策本部は、警察署を中心とした関係機関に協力し、行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬を行います。

この場合において、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、家族等からの安否確認について回答できる体制の構築に努めます。

### 1 行方不明者の捜索及び遺体の取り扱い

災害対策本部は、災害で行方不明の状態にある者を対象として次により捜索し、遺体を発見したときは、これを収容します。

また、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、災害時応援協定を締結した民間事業者等の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保ができる体制を目指すとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬体制の整備に努めます。

- (1)災害状況を把握し、捜索に必要な人数、車両、その他必要な物資を決定します。
- (2)警察署、消防関係機関と連絡調整のうえ、共同で捜索を行います。
- (3)捜索に必要な物資は、関係機関との連絡調整のうえ確保します。
- (4)遺体の捜索は、災害発生の日から可能な限り速やかに完了するよう行います。

## 2 遺体の取扱い

災害対策本部は、民間事業所等の協力を求め、引渡しがあった遺体について、埋葬までの取扱いを行います。

- (1)仮安置所については、災害発生地付近の公共施設、寺院等を対象に、状況に応じて適宜指定します。野外遺体収容施設の仮設を要する場合は、これを整備します。
- (2)遺体の取扱いは、次の範囲内において行います。
  - ①. 遺体の洗浄、縫合、消毒等
  - ②. 遺体の一時保存
  - ③. 検案（医師）、検視（警察）及び身元確認
  - ④. 遺体収容所から火葬場への移送

## 3 埋葬等

災害対策本部は、遺体について埋葬等を行います。

- (1)埋葬等を行った場合には、埋葬台帳を作成します。
- (2)埋葬は、次の範囲内において、できる限り棺等の現物をもって、埋葬を実施する者に支給して行います。
  - ①. 棺（付属品を含む）
  - ②. 骨つぼ及び骨箱
- (3)災害の状況に応じ、その応急措置として仮埋葬を行います。
- (4)仮埋葬の場所の確保に努め、必要に応じて各墓地管理者へ依頼します。

## 4 安否情報の提供等

災害対策本部は、親族等からの安否確認の問い合わせに対応できる体制の構築を図ります。

なお、提供できる情報の範囲は次のとおりとしますが、本人が同意している場合は、必要と認める限度において提供することとします。

- (1)同居の親族・・・被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況、連絡先等
- (2)親族、職場関係者・・・負傷若しくは疾病の状況
- (3)知人等・・・保有している安否情報の有無